

学生に支給する賃金の 50% 相当を補助!!

学生トライアル雇用とは?

大学生などの高等教育機関に在籍する学生を<u>5日間以上</u>試行的に雇用することです。 職業体験とアルバイトの中間のようなイメージです。

対象企業 (※いずれも市税の滞納がないもの)

- ■新庄市内に事業所を有する製造業を営む企業
- ■新庄横根山工業団地又は新庄中核工業団地に事業所を有する企業
- ■商工観光課発行の「職場体験・インターンシップ受入企業データベース」に掲載している企業のうち、受入可能 学校区分で学生を対象としている市内企業

企業のメリット … 人材確保に大きな一手!

新庄・最上地域には高等学校卒業後に進学できる学校が少なく、多くの学生が地域外へ進学します。また、学業を修めた後は進学先の地域で就職先を探すことが多く、新庄の企業について調べる機会は少ないといった現状があります。そこで、学生トライアル雇用により実際に勤務してもらい、あなたの会社で働くやりがいや魅力を伝え現場の雰囲気を感じてもらうことで、就職先の候補として強力に PR することができます。

学生のメリット … 有意義な経験!

夏休みや春休みといった長期休暇期間を有意義に使いたいと考える学生は少なくありません。アルバイトを頑張り、 親御さんの負担を減らしたいと考える学生もいるでしょう。そこで、学生トライアル雇用は長期休暇を利用し て将来就きたいと考えている分野へ社会人と同様のスケジュールで勤務することができ、 更にお給料もいただけるため、大変有意義な経験を得ることが可能です。

受入企業登録すると?

新庄市から学生に向けて発行するチラシや市公式 WEB サイト上で受入企業として紹介をさせていただきます。

概要は裏面をご覧ください!

「新庄市学生トライアル雇用奨励金」の概要

1. 趣旨

高等教育機関に在籍する学生(※)への市内事業所に対する理解促進を図り、市内事業所及び地域の活性化に資するため、就労体験として学生を一定期間雇用した市内事業所に対して、予算の範囲内で奨励金を交付します。(※)学生とは、学校教育法に規定する大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校の学籍を有する者とします。

2. 交付対象者(いずれも市税の滞納がないもの)

- ■市内に事業所を有する製造業を営む企業
- ■新庄横根山工業団地又は新庄中核工業団地に事業所を有する企業
- ■商工観光課発行の「職場体験・インターンシップ受入企業データベース」に掲載している企業の うち、受入可能学校区分で学生を対象としている市内企業

3. 奨励金の金額

学生トライアル雇用者を 5 日以上試行的に雇用することに係る 1 時間当たりの賃金の額の 2 分の 1 の額に実労働時間数を乗じて得た額とし1企業者につき1年度当たり 72,000円を限度とします。

- Ex1. 時給 900 円、5 日間勤務、1 日あたり 6 時間勤務、1 名雇用 900[円]×1/2×5[日]×6[時間]×1[名]= **13,500[円]を助成**
- Ex2. 時給 1,000 円、10 日間勤務、1 日あたり 8 時間勤務、2 名雇用 1,000[円]×1/2×10[日]×8[時間]×2[名]=80,000[円]
 - → 上限額を超えたため **72,000[円]を助成**

4. 受入企業の募集

この制度にご賛同され、積極的に学生を受け入れていただける企業を募集しています。登録希望の場合、下欄に必要事項を記入のうえご提出ください。提出いただいた内容を基に、市から大学や学生に向けて発行するチラシや市公式 WEB サイトに掲載し周知いたします。なお、登録されない場合でも本奨励金制度の活用は可能です。

企業名	業種	
事業内容 主要製品		
仕事内容		
キャッチ フレーズ		
採用担当者から メッセージ		
担当者	メール	
住所	Tel	
Fax	URL	

提出先

新庄市商工観光課 地域産業振興係 宛

FAX: 0233-22-0989 / Mail: syoukou@city. shinjo. yamagata. jp